

- 4 埋立地の用途
ふ頭用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成11年1月5日
熊本県指令河第17号
熊本県指令港第11号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村
八代市

公 告

熊本県公告第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画 ファミリーニュータウン地区地区計画
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画 平ノ窪地区地区計画
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第238号

鹿北町長西牟田長から土地改良事業施行協議があったので、審査し平成15年3月31日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成15年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間
平成15年4月8日から
平成15年5月7日まで
- 2 縦覧の場所 鹿北町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
東原地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

熊本県公告第239号

熊本市長幸山政史から土地改良事業施行協議があったので、審査し平成15年3月31日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成15年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間
平成15年4月8日から
平成15年5月7日まで
- 2 縦覧の場所 熊本市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
並建地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

熊本県公告第240号

鹿北町長西牟田長から土地改良事業施行協議があったので、審査し平成15年3月31日